

青森県立青森工業高等学校 工業クラブ会則

第1章 総 則

- 第1条 このクラブは、青森県立青森工業高等学校工業クラブと称する。
- 第2条 このクラブは、青森県立青森工業高等学校校内に事務局を置く。
- 第3条 このクラブは、青森県立青森工業高等学校に在学する生徒全員をもって組織する。
- 第4条 このクラブは、生徒のものづくり活動を通じて、工業人としての資質の向上を期することを目的とする。
- 第5条 このクラブは第4条の目的を達成するための活動をする権利を有し、教科学習及びホームルーム以外の教育活動を推進するために次の事業を行う。
- (1) 工業に関する調査研究及び課題研究への支援
 - (2) 発表会及び各種競技会、コンテストへの参加
 - (3) 見学会及び講習会の開催
 - (4) 地域の関係団体との提携協力及び社会奉仕
 - (5) その他必要な事業

第2章 組 織

- 第6条 このクラブの議決機関は生徒総会とする。
- 第7条 このクラブは第5条の事業を行うために学科毎の部及び別表に示す任意の部を設置する。
- 第8条 各部は本校職員1名以上を顧問としておかなければならない。
- 第9条 各部は部長1名をおく。
- 第10条 各部の経費は会費よりまかなう。
- 第11条 各部の部員は、校長の承認した競技会・その他の対外競技等に参加及び出席することができる。
- 第12条 任意の部の新設又は取消しは生徒会会則の定めるところによる。
- 第13条 生徒総会に付すべき事項は次の通り。
- (1) 予算・決算の承認
 - (2) 会則の改正
 - (3) 会費の決定・変更

第3章 役 員

- 第14条 このクラブに次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名（各部の部長の中から選出する）
 - (2) 副会長 2名（各部の部長の中から選出する）
 - (3) 会 計 2名（各部の部長の中から選出する）
- 第15条 役員の任期は12月1日から翌年の11月30日までとする。
- 第16条 役員に欠員が生じた時には補充し、補欠役員の任期は残存期間とする。
- 第17条 会長はクラブを代表して、クラブの会務を統轄し執行する。
- 第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
- 第19条 会計は毎年度末、各部長より提出された収支決算報告書を整理し、代議員会を経て生徒総会に報告して、承認を受ける。

附 則

令和7年4月30日一部改定